

キヲ以テ中央委員會ノ承認ヲ得マシトノ申出アリタルヲ  
如何ニスヘキヤト一周ニ諮ル所アリ之ニ對シ歎願ノ内容  
ヲ諒明サレタシトノ意見アリタルニ依リ賄部山口下  
三郎ヨリ十項ニ込ル内容ヲ説明シタルカ石朱留吉ヨリ  
「本問題ハ共済組合関係ナルヲ以テ共済組合評議員並  
執行委員等ニ於テ協議ヲ遂ケ本爭議解決後方法ヲ  
講スルコトハ致シタシ」ト提議シ異議ナク之ニ決定  
以上ニシテ豫定議事ヲ終リ緊急動議本誌五項ノ宗旨議  
ニ移ル

一 緊急動議（爭議資金徴収ノ件）

久保田實一ヨリ「對策委員會ニ於テハ爭議資金トシ  
テ組合員一名ヨリ三十老館ノ臨時徴収スルコトニ決シテ  
レリ」ト報告シ次テ清水國枝ヨリ「此ノ爭議資金ハ  
本月十日迄ニ全部徴集シテ本部ニ納入セラレタシト  
述ヘ之ニ對シ西村清一等ヨリ明日直チニ徴収スヘシト  
ノ意見ヲ述ヘタルニ結局「十日迄ハ徴収スルコトニ決  
定

二 緊急動議（王子支部歎願書提出ノ件）

王子支部「小野求米ヨリ「我支部ハ自治會今回ノ爭議  
ニ對シテハ肉彈ヲ以テ應接スルコトニ決定シ居レルカ其ニ  
我支部トシテ會社ニ歎願書ヲ提出シ共同戦線ノ下ニ  
目的ヲ貫徹シタシ」ト提議シタルカ石朱留吉ノ意見  
ニ依リテ歎願書提出ハ之ヲ承認スルモ其ノ時期ハ本爭議  
解決後適當ノ時期ニ於テスルコトニ決定